

パーソナル・ステートメント

長橋 佑太郎

1 法曹を志した動機

私は市民との距離がとても近い市民生活に密着した弁護士になることを志望しています。

私がこのように思うようになったきっかけは大学1年次の冬に帰省した際に祖父や近所の方に法律相談を受けたにも関わらず、全く力になれなかったことです。相続等の相談を受けたのですが、机上の話だけでは解決することができず、とても歯痒い思いをしました。この体験から私が弁護士になり、市民に困ったことがあればすぐに相談にできる近い存在になりたいと思うようになりました。

2 目指す法曹像

私は上述した通り市民との距離がとても近い「ホームローヤー」を志望すると共に「法の支配」を日本の隅々まで浸透させる弁護士になりたいと考えています。

司法制度改革によって弁護士が急増したにも関わらず、弁護士が身近に感じる人はまだまだ多くありません。例えば医療では「ホームドクター」の制度が徐々に浸透しつつあります。弁護士の業界において「かかりつけ医」のような「かかりつけ弁護士」はいるのでしょうか。紛争が生じた後に弁護士に相談に行くことが通常ですが、仮に裁判になればその後の人間関係も崩壊することになります。このような事態を避けるために何かあればすぐに相談できる「かかりつけ弁護士」が必要であると思慮します。

また「法の支配」を隅々までに浸透させるために中小企業への法的な支援及び法教育が必要であると考えています。まず中小企業への法的な支援については、大企業は顧問弁護士を雇うとともにそれでは解決できない場合には外部の弁護士へ相談できるという資金が豊富にあります。しかし中小企業はそのような資金もなく、労働者への賃金を支払うだけで精一杯の企業が数多くあります。このような状態で通常企業が遵守すべき株主総会の開催等の手続は果たされず、後に紛争が生じる場合が多いといえます。これでは「法の支配」が浸透しているといえるのでしょうか。企業側も法的な視点が欠如している場合もありますが、1つでも不祥事が生じればその時点で倒産する可能性も否定できません。このような事態を避けるためにも上記の可能性のあることを伝え、法令の範囲内で企業にとって最善の策を経営者とともに考えていく弁護士でありたいと考えています。

次に法教育については、私が法律を研究していく中で、法律専門家でない市民が法的なものの考え方を習得することによって、よりよい生活を送ることができると思うようになりました。そして、そのためには法教育として学校教育の中で児童や生徒が法的思考を習得することが必要です。そこで、私は法科大学院時代に中央大学法育教室という学生団体に所属し、児童や生徒に対して法教育を行う活動に参加しました。この活動の中で学校教育の中で法教育を行う必要性を実感しました。児童や生徒が平等原則や適正手続について考えることにより、法律の専門家でなくとも将来物事に対し感情的ではなく冷静に論理的に考えることができ、自分の頭で考えることのできるきっかけを与えます。

私はこのような活動を通して将来弁護士として「法の支配」を浸透させていきます。

以上